

住民生活課

住宅用火災警報器の設置はお済みですか
購入費用に補助金を交付しています

■交付の基準

- 次の①から③すべてに該当すること。
- ①町内に住所を有し、平成18年6月1日以前に建築された自ら所有する住宅に住んでいる方。
- ②鑑定合格証（NSマーク）が付いている住宅用火災警報器であること。
- ③町内の販売店で購入した住宅用火災警報機であること。

■補助金の額

購入費用の2分の1（上限5,000円）
※1世帯につき1回限り

■手続きの方法

購入後に次の書類をお持ちのうえ、町住民生活課環境安全班または六郷出張所、仙南出張所に申請してください。

- ①住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書
- ②商品の領収書（レシート不可）
- ③製品カタログ等の写し
※領収書は購入者の氏名が書かれたものをお持ちください。

■その他

申請書は町住民生活課、各出張所に備え付けています。また、町ホームページからダウンロードできます。



平成23年5月31日まで必ず設置しましょう。設置場所は寝室と階段室です。

水難救済活動支援に役立てられます
「青い羽根募金」へのご協力
ありがとうございました

「青い羽根募金」は水難事故の根絶と事故防止事業の資金として活用されています。美郷町の平成22年度の募金総額と内訳、使途は右（表1）のとおりです。また、秋田県水難救済会では各市町村から納付された募金を下記（表2）のとおり活用しています。

【表1 美郷町の平成22年度の募金総額と内訳、使途】

募金総額		291,710円
募金の内訳	各団体から	291,710円
募金の使途	水難事故防止普及活動救済活動等	195,310円
	募金協力団体への還元金 ※還元金は水難救済に関する地域安全活動等に活用されています。	96,400円

【表2 平成21年度秋田県水難救済会における募金実績と使途】

募金実績		11,497,903円
募金の使途	市町村水難救済活動等支援	3,825,815円 (33%)
	水難事故防止普及啓発ポスター配布等	3,579,283円 (31%)
	募集資材、広報活動等	2,059,356円 (18%)
	救難所救助活動支援	1,264,551円 (11%)
	救助訓練、表彰等	768,898円 (7%)

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

農政課

農業簿記研修会・申告相談会を開催します

期日	場所
1月26日(水)	千畑地区 美郷町千畑交流センター
1月27日(木)	仙南地区 美郷町公民館
1月28日(金)	六郷地区 美郷町中央ふれあい館(旧清水苑)

※各会場ともに午後2時から約2時間程度開催

対象●認定農業者・集落営農組織
定員●各会場ともに10名
※定員になり次第締め切ります。
研修内容●青色申告に向けた農業簿記について
税務申告の準備について
講師●鈴木税理士事務所
申込方法●下記まで電話でお申し込みください。
申込期限●1月21日(金)

問い合わせ・申し込み●町農政課 農業振興班 ☎0187-84-4908

税務課

1月31日(月)は国民健康保険税(7期)の
納期限(口座振替日)です

■納め忘れがないかご確認ください。

科目等	納期限 (口座振替日)	1月31日(月)
国民健康保険税(普通徴収)		7期

■税の納付がどうしても困難なときは、お早めにご相談ください。

■口座振替を希望される方は次の取扱い金融機関でお申し込みください。申し込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です。

【取扱い金融機関】

- 秋田銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おぼこ農協
- 北都銀行 ○ゆうちょ銀行 ○秋田ふるさと農協

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(月)まで

平成23年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成23年度償却資産として申告する必要があります。

平成22年度に申告された方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方も償却資産を所有している場合は申告してください。

申告用紙配布
申請場所

・役場税務課 ・六郷出張所
・仙南出張所

※平成20年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械および装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われていますので、ご注意ください。

Q.1 償却資産ってなんですか？

A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。
①対応年数が1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の少額減価償却資産
③取得価格が20万円未満の一括償却資産
④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象になりますか？

A.2 まだ使用していない、または現在使用していても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

差押不動産を公売します

町税の滞納処分として差押した不動産を入札により売却します。詳しくは町税務課までお問い合わせください。

入札日時●1月18日(火) 土地①午前10時
土地②午前10時30分 土地③午前11時
入札場所●美郷町役場庁舎2階 第2会議室
入札資格●美郷町税に滞納のない方など
土地②と土地③は農地法の「買受適格証明」を有する方

■公売不動産

	土地①	土地②	土地③
所在	美郷町野中宇宮崎79番3、79番9	美郷町天神堂字耳取196番	美郷町金沢字吉ヶ沢32番、33番1、34番、37番
公簿地籍	334.12㎡(合計)	1,539㎡	2,989㎡(合計)
地目	宅地、雑種地	田	田
最低売却価格	2,900,000円	605,000円	1,168,000円
公売保証金	290,000円	61,000円	117,000円

問い合わせ●町税務課 ☎0187-84-4902